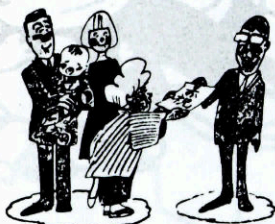


# 日頃から寄附禁止

## 日頃から、きれいな選挙を心がけましょう

選挙がないと、つい忘れがちになってしまう寄附の禁止。政治家や候補者が選挙区内の人に金品を贈ったり、それを有権者が受けとったり、求めたりするのは公職選挙法で禁止されています。



出産・入学・卒業の  
お祝い品やお祝いのお金



お中元やお歳暮



お祭りなどの寄附、お酒など



旅行のお銭別

こういうことは  
法律で禁止  
されています



団体旅行の寄附や差し入れ

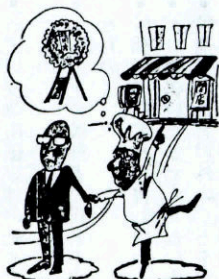


食事やおみやげ

悔なくまかせられ、あなたの幸福とあすへの希望が期待できるように、有権者も日ごろから心がけましょう。



結婚のお祝い金やお祝い品



落成式や開店祝いの花輪



お葬式の香典、花輪、供花



集会などの飲食代